

# 環境衛生課からの お知らせ

環境衛生課（吉備庁舎）  
清水行政局 建設環境室

## 〓ごみ分別すれば資源〓

### 年末年始のごみ収集

年末年始は環境センターとプラスチック収集場が休業することに伴い、ごみを出す日が変更になります。ご注意ください。

詳細については回覧などでお知らせします。

### 野焼きは原則禁止です

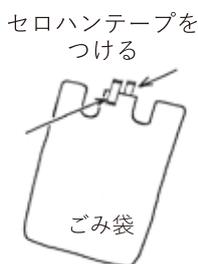
最近、町内で野焼きに関する苦情が多く寄せられています。また、野焼きが原因となる火災も発生しています。野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第一六条の二」で禁止されています。例え、少量の生活ごみと思っても焼却することほできません。地面に穴を掘っての焼却・ドラム缶焼却・ブロック囲い焼却など、いずれの焼却も禁止されています。

煙やすすの発生はもちろんのこと、悪臭やダイオキシンなども発生することがあり、人や動物に悪影響

を与えます。法律で認められている剪定枝や稲わらなど農林業を営むためにやむを得ない焼却であっても、近隣から苦情が出ないよう配慮をお願いします。悪質な野焼き行為は法律により罰せられ5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはその両方の刑に処せられます。

### ごみ袋がくっついて開かない

袋がくっついてうまく開かないとき、セロハンテープを使ってみてください。



品質管理には十分注意しています。万が一不良品がありましたら、環境衛生課までご連絡ください。よろしくお願いたします。

### 問い合わせの多いごみの出し方

#### ●使用済みおむつ／燃えるごみ

使用済みおむつは、汚物を取り除いて燃えるごみとして出してください。最近、汚物を取り除いていないおむつが、ごみ収集車や路上を汚す事例が発生しているので、ご協力をお願いします。

また、老人ホームなどの施設から出るおむつ類は事業系ごみなので、町では収集しません。

#### ●カーペット類／燃えるごみ

※電気カーペットは粗大ごみ指定袋に入るように切断して、燃えるごみとして出してください。電気カーペットや切断が困難なカーペットは環境センターへ直接持ち込んでください。

#### ●ふとん／燃えるごみ

指定袋に入れ、燃えるごみとして出してください。資源ごみとしては出せません。指定袋に入れることが

困難な場合は切断して入れるか、環境センターへ直接持ち込んでください。

#### ●スプレー缶／燃えないごみ

火の気のない風通しの良い場所で完全にガスを抜いて、燃えないごみとして出してください。

家庭から出る  
燃えるごみの収集量  
今年9月／約260トン  
分担金相当額／約650万円

有田川町の家庭から出る燃えるごみや燃えないごみは環境センターで処理されており、その運営費の一部を分担金として支払っています。分担金はごみ搬入量と人口に基づいて計算され、10kg当たり約250円かかることとなります。

生ごみの水切りやコンポスト容器の利用など、ごみ減量によって環境にも町財政にもエコな暮らしを目指しましょう。